

青森県報

第三千九百五号

平成二十六年
十月八日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....(高齢福祉課).....一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定.....(同).....一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....(同).....二

公 告

- 県有財産の売却に係る一般競争入札.....(行政経営管理課).....二
- 大規模小売店舗の変更の届出.....(商工政策課).....三
- 右 同.....(同).....四
- 右 同.....(同).....五
- ホールボディカウンタの購入に係る一般競争入札.....(会計管理課).....五
- 建設業者の許可の取消し.....(下北地域民局).....七
- 右 同.....(同).....七
- 右 同.....(同).....七

告 示

青森県告示第七百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社の りた調剤	五所川原市字布 屋町五六の二	訪問介護	ヘルパーサ の杜	五所川原市大 字清水流二 の三	平成 二〇・一
有限会社の りた調剤	五所川原市字布 屋町五六の二	通所介護	デイサービ ス憩いの杜	五所川原市大 字清水流二 の三	"
株式会社デ イスハツチ	北津軽郡中泊町 大字中里字紅葉 坂五五の七	訪問看護	デイサービス チ訪問看護 ンステーション	つがる市柏鷺坂 清見七の一	"

青森県告示第七百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	指 月 日 定
株式会社あ う	青森市幸畑二丁 目六の一	居宅介護支援セ ンター長苗代	八戸市大字長苗 一代字元木一三の 一	平成 二〇・一
株式会社あ う	青森市幸畑二丁 目六の一〇	居宅介護支援セ ンターおおはた	むつ市大畑町新 町一三〇	"

社会福祉法人 楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	はるが丘介護支援センター	上北郡六戸町大字大落瀬字堀切沢五九の五四	"
---------------	--------------	--------------	----------------------	---

青森県告示第七百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
有限会社のりた調剤	五所川原市字布屋町五六の二	訪問介護	ヘルパーサの杜	五所川原市大字漆川字清水流二の三	平成二六・一〇・一
有限会社のりた調剤	五所川原市字布屋町五六の二	介護予防通所介護	デイサービスの杜	五所川原市大字漆川字清水流二の三	"
株式会社デイスパツチ	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂五五の七	介護予防訪問看護	デイスパツチ訪問看護ステーション	つがる市柏鷲坂清見七一の一	"

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
八戸市白銀台七丁目六の四、六の二	宅 地	七九三・九七
八戸市吹上一丁目四五の一六、四五の三	宅 地	三九〇・〇三
八戸市大字中居林字雷一七の一	宅 地	二〇八・六九
八戸市長者三丁目三二の二	宅 地	三三三・九九
八戸市吹上一丁目四二の二二、四二の九	雑種地	三三〇・九七
八戸市白銀台四丁目三の九	宅 地	八一九・七二
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅 地	二〇九・三三
三戸郡南部町大字森越字上小路七の三	宅 地	六六九・〇三
上北郡七戸町字蛇坂五七の二	宅 地	一、七一五・四一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第ニ条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部行政経営管理課
青森市中央一丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十六年十月三十一日 午前九時から

平成二十六年十一月七日 午後五時まで(必着)

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 西棟七階B会議室

4 開札日時

平成二十六年十一月十八日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カプセンター 神田店

弘前市大字神田三丁目二の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

第一開発株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦雅秀

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前七時から午後五時まで 二十四時間	平成 二六・一〇・一

四 届出年月日

平成二十六年九月十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十六年十月八日から平成二十七年二月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年二月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガ城東北店

弘前市大字城東北四丁目四の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	年月日
大規模小売店舗の施設に営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前六時から午後九時 二十四時間	平成 二〇一 六・一

四 届出年月日

平成二十六年九月十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十六年十月八日から平成二十七年二月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年二月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター柏店

つがる市柏上古川八重崎七四の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設に荷さばき施すに關する事項	荷さばき施設におきいて荷さばきを行うことができる時間	午前六時から午後九時まで	二十四時間	平成二十六年十月八日
-------------------------	----------------------------	--------------	-------	------------

四 届出年月日

平成二十六年九月十九日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

平成二十六年十月八日から平成二十七年二月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年二月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

ホルボディカウンタの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

ホルボディカウンタ 一式

二 納入期限

平成二十七年三月二十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成二十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年十月三十一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇五

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年十一月十九日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Whole body counter
- 2 Time limit for tender:
19 November, 2014 (Please refer to a bid manual in time.)
- 3 Contact Point for the notice:
Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9105

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社染谷設備
- 二 代表者の氏名 染谷 孝一
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市赤川町二五の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一四九四五号
- 五 取消年月日 平成二十六年九月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤建設工業
- 二 代表者の氏名 工藤 彰輝
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字原田五八の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第九六八五号
- 五 取消年月日 平成二十六年九月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十六年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社工藤建設工業

- 二 代表者の氏名 工藤 彰輝
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字原田五八の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第九六八五号
- 五 取消年月日 平成二十六年九月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十六年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭